

震災時等おける危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の
安全対策及び手続きに関するマニュアル

令和4年4月

延岡市消防本部 予防課

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに関するマニュアル

延岡市消防本部予防課保安係

— 目 次 —

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 事業所等への指導等 | 1 |
| | (1) 事前協議等 | 2 |
| | (2) 実施計画書の作成に係る留意事項 | 2 |
| | (3) 実施計画書の保管等 | 2 |
| | (4) 事務処理 | 2 |
| 3 | 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き | 2 |
| | (1) 震災等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの運用の適用 | 2 |
| | (2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請等 | 3 |
| 4 | 実施計画書が提出されない場合の対応 | 3 |
| | (1) 実施計画書が提出されていない事業者等からの電話等による申請 | 3 |
| | (2) 消防長の承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合 | 4 |
| 5 | 危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等 | 4 |
| | (1) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵 ・取扱い・及び利用方法が全く異なる設備等の利用等の場合 | 4 |
| | (2) 設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停 電時における非常用電源や手動機器の活用等の場合 | 4 |
| 6 | 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの可能性を有する事業者等 | 5 |
| 7 | 仮貯蔵・仮取扱いの再承認 | 5 |
| 8 | 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置等 | 5 |
| | (1) 消防手数料免除申請書の提出 | 6 |
| | (2) 消防手数料の免除承認 | 6 |
| | (3) 消防手数料免除措置の処理経過の記載 | 6 |
| | (4) 消防手数料免除申請書の保管 | 6 |
| 9 | 運用の適用開始及び終了 | 6 |
| 10 | 添付資料等 | |
| | (1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例 1から4 【別添1から4】 | |
| | (2) 「震災時仮貯蔵・仮取扱い整理番号簿」 【別添5】 | |
| | (3) 「震災時仮貯蔵・仮取扱い整理票」 【別添6】 | |

1 趣旨

東日本大震災では被災地において、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したこと等から、ガソリン、軽油、灯油等の燃料等が不足し、地下タンクから手動ポンプを用いた車両への給油・注油等、危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設以外の場所でのドラム缶等による危険物の一時的な貯蔵、取扱い等の平常時とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが多数行われた。

このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において、「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方検討会（平成24年度消防庁開催）」で検討が行われ、その結果を踏まえて、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続に係るガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が策定され、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防庁危険物保安室長通知）」で示されたところである。

本市においても、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生したときには、東日本大震災と同様の状況となるおそれがあることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時等に安全を確保したうえで迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするため、仮貯蔵・仮取扱い承認申請に係る手続等々の留意事項及び運用について定めるものである。

2 事業所等への指導等

震災時等の被災状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業所等に対し、次により指導すること。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例

- ① 移動タンク貯蔵所から車両、重機等への給油又はドラム缶等への注油
- ② 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機に燃料補給
- ⑥ 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）

(1) 事前協議等

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に予防課保安係と協議（以下「事前協議」という。）した上で、危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、提出する指導すること。

(2) 実施計画書の作成に係る留意事項

ア 実施計画書の添付書類

実施計画書には、案内図、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の構造図、敷地の見取り図を添付すること。

イ 実施計画書の作成

実施計画書は、実施計画書作成例 1 から 4【別添 1 から 4】を活用し、作成するとともに、提出者の住所、氏名等を記載させること。

なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、予防課保安係と協議すること。

(3) 実施計画書の保管等

実施計画書が提出された場合は、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号簿」【別添 5】及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」【別添 6】に提出者住所・氏名等の必要な事項を記載するとともに、震災時等に適切に対応できるよう当該実施計画書、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号簿」及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」を専用のファイルに編さんし、適正に保管すること。

(4) 事務処理

事業者等との事前相談、事前協議、実施計画書の受理・保管等の事務処理については、予防課保安係で担当すること。

3 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの運用の適用

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いが安全で迅速かつ適切に実施できるように地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、市域又は区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合又はこれと同等以上の被害であると認められた場合で、消防長が本運用により危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認めた場合に適用する。

(2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請

実施計画書が消防本部予防課へ提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話等によることができること。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内部と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。

ウ 現地調査の実施

口頭による承認後は、現地調査をできる限り速やかに実施し、安全確認及び必要に応じて安全対策を指導すること。

エ 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

電話等による仮貯蔵・仮取扱い申請事業者等に対して来署等の対応が可能となった場合、速やかに危険物の規制に関する規則（昭和34年9月29日総理府令第55号。以下「規則」という。）第1条の6に基づき「危険物仮貯蔵・仮取扱い申請書」（様式第1の2）を2部提出させ、申請書の副本に延岡市危険物規制規則（昭和58年8月31日規則第15号）第2条に規定する承認印（様式第1号）を押印して申請者に交付すること。

なお、承認番号は、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号」とすること。

オ 震災時の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」に記載すること。

カ 申請書の保管

申請書に当該実施計画書及び「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿」を添付し保管すること。

4 実施計画書が提出されていない場合の対応

(1) 実施計画書が提出されていない事業者等からの電話等による申請

実施計画書が提出されていない事業者等は、原則として規則の規定に基づくこととするが、実施計画書作成例に記載等の定型的な仮貯蔵・仮取扱いの場合は、次によること。

ア 電話等による指導等

事業所等に対し、安全対策及び実施計画書の作成を指導するとともに申請書及び実施計画書による申請を指示すること。

イ 現地調査の実施

現地調査を速やかに実施し、安全確認及び必要に応じて安全対策を指導すること。

ウ 仮貯蔵・仮取扱いに承認

申請書及び実施計画書（２部）による申請がなされた時点で内容を審査し速やかに口頭による承認を行い、仮貯蔵・仮取扱い承認期間後においても承認印（様式第１号）を押印して申請者に交付すること。

なお、承認番号は、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号」とすること。

エ 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理票」に記載すること。

オ 申請書の保管

申請書に当該実施計画書及び「震災等仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿」を添付し保管すること。

(2) 消防長の承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合

ア 速やかに現地調査及び安全対策指導を行い、安全が確保されると認められる場合は、申請書及び実施計画書に申請を指示すること。

イ 申請書及び実施計画書（２部）による申請がなされた時点で内容を審査し、口頭による承認を行い、仮貯蔵・仮取扱い承認期間後においても承認印（様式第１号）を押印して申請者に交付すること。

なお、承認番号は、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号」とすること。

ウ 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記処理経過及び必要な事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿」に記載すること。

エ 申請書の保管

申請書の当該実施計画書及び当該「震災時等仮貯蔵・仮取扱い関係整理簿」を添付し保管すること。

5 危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱い等

(1) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い及び利用方法が全く異なる設備等の利用等の場合

ア 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請等が必要な場合

前記２、３により指導及び仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを処理すること。

イ 位置、構造及び設備の変更を伴う場合

変更許可申請の届出により資料を提出させること。

(2) 設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等の場合

ア 許可内容への内包

事前に変更許可申請の届出による資料の提出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容を内包すること。

イ 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、業務継続の観点から発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。

危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例

- ① 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等
- ② 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

危険物施設での許可内容への内包、予防規程への記載等の例

- ① 給油取扱所での非常用発電機の使用
- ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

6 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの可能性を有する事業者等

少量危険物に該当する場合は、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵・取扱い届出書の届出を指導すること。

7 仮貯蔵・仮取扱いの再承認

震災時における仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われる場合の再承認は特に必要と認められる場合とし、次の事項に留意すること。

- (1) 再承認の際には、申請者に再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行わせること。
- (2) 定期的に安全確保のための現地調査を行うこと。承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。
- (3) 再承認は、原則2回までとすること。
- (4) 再承認の場合、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号」の承認番号に承認の都度、枝番をつけること。

8 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置等

震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料は、災害による被害状況等を踏まえ、延岡市火災予防条例（昭和48年11月1日条例第34号）第47条の2第3項に規定する免除を適用することが考えられることから、消防手数料の免除について、延岡市火災予防条例施行規則（昭和49年2月1日規則第14号）第8条に基づき、次の事項に留意し処理する

こと。

(1) 消防事務手数料免除申請書の提出

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出時等に併せて、「消防事務手数料免除申請書」(様式第 19 号)を提出するよう指導する。

(2) 消防事務手数料の免除承認

消防事務手数料免除の申請を承認したときは、申請者に通知する。

(3) 消防事務手数料免除措置の処理経過の記載

消防事務手数料免除申請書の経過欄に、免除承認日及び必要な事項を記載すること。

(4) 消防事務手数料免除申請書の保管

消防事務手数料免除申請書は、適正に管理すること。

9 運用の適用開始及び終了

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用の適用開始及び終了については、震災時発生後、消防長から通知する。